

平成30年度宮城県計画掲載事業の基本的な考え方（案）

医療分

I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

II 居宅等における医療の提供に関する事業

IV 医療従事者の確保に関する事業

全般的事項

1 原則として、事業対象期間は平成30年4月1日からの1年間とする。

施設整備事業

2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携を進めるための病床機能分化・連携推進基盤整備事業については、平成30年度計画には計上せず、平成29年度以前に交付された基金を財源に実施する。

3 施設整備事業については、上記「病床機能分化・連携推進基盤整備事業」及び国庫補助振替事業とする。

設備整備事業

4 在宅医療等の体制整備に資する設備整備事業については、補助率を1/2とする。

5 その他の設備整備事業は対象外とする。

国庫補助からの継続事業

6 国庫補助からの継続事業については、従前の補助率等を適用する。

ソフト事業

7 地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化・連携の推進に寄与する事業を優先的に、計画に位置付ける。

8 補助事業のうち、次のいずれかに該当し、かつ高い効果が期待できると考えられるものは補助率を10/10とする。

(1) 県内全域を対象とする地域包括ケア推進体制整備事業

(2) 看護師の確保及び養成に関する事業

(3) 在宅医療を推進する多職種連携ネットワーク構築事業

9 その他、在宅医療の推進や医療従事者確保等に関する事業は、補助率を2/3とする。

10 以上の分類に属さないソフト事業は対象外とする。

介護分

III 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、県内市町村の第7期介護保険事業計画で予定している地域密着型サービス施設等の整備計画に基づき、都道府県計画を策定する。補助率は、国から示された配分基礎単価を基準に、定額とする。

V 介護従事者の確保に関する事業

介護業界全体として被災地宮城での介護人材確保・育成に取り組むため、県内の介護関係18団体が参画している「宮城県介護人材確保協議会」において提案された事業等を参考に、実施事業を選定し、都道府県計画を策定する。